

税制調査会（第2回基礎問題小委員会）議事録

日 時：平成26年5月23日（金）10時00分～

場 所：財務省第3特別会議室（本庁舎4階）

○中里会長

時間となりましたので、ただいまから第2回基礎問題小委員会（以下、「基礎小委」という。）を開催します。

本日の会議は、5月12日の基礎小委の最後に、法人課税改革の取りまとめ等を行うために、第2回の基礎小委を20日に開催する旨の御連絡をさせていただいていましたが、16日に開催された法人課税ディスカッショングループでの議論の状況を踏まえて日程と議題を変更させていただきました。

本日の議題ですが、前回の基礎小委で配偶者控除に関して、委員の皆様から様々な御意見を頂戴しましたが、前回も申し上げたとおり、基礎小委は総会での議論を効率的に行えるように論点等を整理することを目的に開催するものですので、前回の議論を総会に報告するため、今日も議論の整理を行いたいと思います。

また、前回、幾つかの質問をいただきましたが、この点も事務方から御説明をいただきたいと思います。

カメラの方はここで御退出をお願いします。

（カメラ退出）

○中里会長

では、早速、議題に入ります。これまでの配偶者控除のあり方も含めた働き方の選択に対して中立的な税制に関する議論について、事務方をお願いしてポイントを整理していただいていますので、この点について御説明をお願いします。また、前回の基礎小委で御質問いただいていた点について、併せて財務省及び総務省から御説明をいただきたいと思います。

まず、財務省の鑑水税制第一課長、お願いします。

○鑑水主税局税制第一課長

資料は、礎2-1の「女性の働き方の選択に対して中立的な税制の検討にあたっての論点整理（案）」という2枚紙を御覧ください。

I. これまでの議論の整理

- 安倍政権の成長戦略である日本再興戦略では、「女性の活躍推進」の項目において、「働き方の選択に対して中立的な税制・社会保障制度の検討を行う」とされている。政府税制調査会においては、本年3月の経済財政諮問会議・産業競争力会議における麻生財務大臣の「この問題については所得税の根幹に関わることであり、中長期的な視点から、幅広く政府税制調査会で議論していく」とのご発言、安倍総理大臣の「女性の就労拡大を抑制する効果をもたらしている現在の税・

社会保障制度の見直し及び働き方に中立的な制度について検討を行ってほしい」とのご指示を受け、議論を開始した。

- 女性の働き方の選択に関しては、他の制度が大きな影響を与えており、税制のみで解決を図ることは困難であるが、税制の在り方としては、働き方の選択に対してより中立的な税制を構築していくべきとの議論が多くなされた。また、個人を自立した納税者とする個人単位課税を基本とし、各種控除により個人々の事情に配慮する現行所得税の基本的な仕組みは、将来の構造変化に対しても有効と考えられるとの意見が多くあった。
 - その上で、税制における見直しの方向性として、以下の意見が示された。
 - ① 女性の様々なライフステージにおいて中立的かつ公平な税制を目指すべき、
 - ② 制度的な対応が行われたものの「心理的な壁」が残っており、結果として配偶者の就労を抑制する効果をもたらしている現行の配偶者控除の仕組みは見直すべき。
- 他方、
- ③ 家族の助け合いや家庭における子育てを積極的に評価すべきとの観点から一定の斟酌を残すことも必要、との意見もあった。
- 具体的な検討にあたっては、専業主婦世帯、共働き世帯といった世帯類型に関わらず、夫婦二人で受けられる控除の合計額が同額となるような、移転的な控除の仕組みについて検討してはどうかといった意見があった。なお、見直しに当たっては、負担の変動や実施のタイミング、実務面の執行可能性等に留意すべきとの意見があった。

他方、各控除は密接に関係しており、所得税の課税ベースや控除の在り方等について、中長期的な観点から、幅広く議論を行う必要があるとの意見があった。また、検討に当たっては地域別や所得階層別の控除の適用実態を把握すべきとの意見があった。

更に、就労をできる限り阻害しない、働き方の選択に対してより中立的な社会制度を構築するには、税制のみで問題解決を図ることは困難であり、社会保険制度や企業の賃金（手当）制度の問題への対応や保育所整備などの仕事と子育て等の両立支援、就労促進策等を含めた総合的な取組が不可欠であるとの意見が多くあった。

II. 政府税制調査会における今後の議論の進め方

- 当税制調査会としては、女性の働き方の選択に対して中立的な社会制度を構築していくためには、税制にとどまらず社会保険制度や企業の賃金制度等における課題に対しても合わせて検討が進められることが必要と考える。その中で、税制としてどのような対応が考えられるか、これまでの議論を踏まえ、引き続き幅広く検討を進める。

- 更に、経済社会の構造変化や厳しい財政事情等も踏まえ、所得再分配機能や財源調達機能といった、所得税の基幹税としての役割を適切に発揮させるため、所得税の課税ベースや控除の在り方等についても、中長期的な観点から、幅広く議論を行っていく。

以上です。

それから、礎2-2の資料で、前回いただいた宿題の報告をさせていただきます。

給与収入の階層別に見た配偶者控除の適用者数及び適用割合について、国税庁が出している民間給与実態統計調査からピックアップして作ったものです。

青い折れ線グラフは適用割合、それから、棒グラフが実際の適用者数で、濃いところが配偶者控除を適用していない人、薄い黄色が適用者数です。給与収入が高くなればなるほど適用割合は高くなることを見てとれます。確かに一定以上の高所得者だと、配偶者が働かなくても十分な生活水準を維持できるといった観点から、適用割合が高くなっている面があると思われそうですが、統計上の制約から、結婚している人と独身の方を分けることができないので、総体的に言うと、グラフの左側の給与収入が比較的低いところは独身の方も結構多い一方で、右側になると、配偶者がいる方、結婚されている方が多くなると思いますが、独身の方も含んだ統計になっていることを勘案すると、ここまで右肩上がりのカーブになるかどうか、もう少し検討が必要だと思います。引き続き、どのような資料ができるか研究したいと思います。

○中里会長

ありがとうございました。

続いて、総務省の溝口市町村税課長、よろしく申し上げます。

○溝口自治税務局市町村税課長

礎2-3という資料を御覧ください。

前回宿題をいただき、私どものデータで地域ごとの配偶者控除の適用割合はどうなっているのかということがありまして、2ページで御説明するように、税の方でもなかなかぴたっとしたデータがとれず、1ページ目は、総務省統計局で調べている統計データがあります。右上にあるように、結婚している世帯数のうち、夫婦のいずれか一方が無業者の世帯数の割合です。無業者は、下の注2にあるように、「ふだん全く仕事をしていない者及び臨時的にしか仕事をしていない者」と定義されています。

こういったデータがありましたので、これを示しつつ、2ページを見ていただくと、住民税所得割納税義務者に対する配偶者控除の適用割合ということで、今、国税の方でも話があったように、私どもの税のデータでは、結婚しているか、独身かのデータが無いので、所得割納税義務者数のうちの配偶者控除適用者数というデータしかありません。これを地域別に並べると、グラフのようになります。東京都の数字が1ページ目と比べて非常に低くなっています。これは、やはり東京は非常に独身の人が多く、その分、分母が大きくなるので、ここがすごくへこんでいることが考えられると思い

ます。私どもが持っているデータでは、有意な形で御説明できるには至らなかったということです。

○中里会長

それでは、質疑応答及び意見交換に移りたいと思います。御質問、御意見のある方は挙手をお願いします。

土居委員、お願いします。

○土居委員

御説明、どうもありがとうございました。

今日の論点整理案の2ページで、「具体的な検討にあたっては」と書いてあるところに、「移転的な控除の仕組み」とあります。私は、夫婦二人で受けられる控除額を同額にしてはどうかと申し上げましたが、この辺りの仕組みの表現は、かなりケアフルに考えないと、ハレーションを起こすのではないかという心配があります。移転的としている意味がどのような意味なのか。私の意見は、移転的などまでは申し上げていなかったのです。

と申しますのは、実は、今ある所得税の控除として配偶者控除がある。それは前回の基礎小委で御説明いただいたとおりですが、この「移転的な控除の仕組み」という言葉を使うと、そもそも配偶者控除はない、基礎控除がそれぞれにある、だが、専業主婦の方は全く所得を得ていないならば、基礎控除を適用しようにも、そもそも所得を稼いでいないので、その控除は使い残して、稼いでいるもう一方の夫か妻に、その使い残している基礎控除を受け渡すということが、この「移転的な控除の仕組み」という言葉の中に入っていると理解しています。そうすると、確かに二人分の控除を受けられるという意味では同額だということだと思います。少し気にしているのは、配偶者控除を無くすことが前提にあって、移転的な控除の仕組みということが言葉のあやになっていると思いました。

私自身、確かに移転的な仕組みでも結局は同じなので、国民が納得する方を選べばよいと思っていますが、配偶者控除を無くした上で移転的な控除にすることになると、随分ハレーションが起きて、配偶者控除を無くすということは、今まで受けていた恩恵が受けられなくなるのではと勘違いをする方も多くいるのではないかという心配を勝手に、杞憂かもしれませんが、しています。私が申し上げたのは、配偶者控除は配偶者控除で残すが、二重の控除と、従来、この会議の場で説明されていた突出した部分を無くすことで、結局は、配偶者控除という名前はあっても、控除の額は夫婦二人分であるという仕立てもあり得るのではないかということです。ここで移転的な控除の仕組みの決め打ちをしているわけではないことはよく承知していますから、この書き方自体には異議はありませんが、そのような心配を少し申し上げたところです。

○中里会長

ありがとうございます。野坂委員、どうぞ。

○野坂委員

今回の論点整理案、基本的には、方向性は大変妥当だと評価しています。配偶者控除の見直しについては、前回は議論になりましたが、女性が働きやすい環境、社会保障制度や介護の問題など、様々な政策課題をパッケージで議論し、その方向性を見出していけない限り、配偶者控除だけでは女性の働きやすい環境づくりというのはなかなか難しいだろうと思います。そのような意味で、この論点整理、総合的な取組みが不可欠であるとまとめたところは大変現実的な線だと評価しています。その上で、総合的な取組みが不可欠であるということに留めず、これは政府全体でパッケージ的なものを早くまとめるべきだ、と言うことが大事だと思います。政府税調としてどこまで言及できるか、これは議論があるかと思いますが、政府全体にそのような政策パッケージを早くまとめるべきだという趣旨のことを訴えてもよいと思いました。

もう一点は、最後のところにある「中長期的な観点から、幅広く議論を行っていく」、まさにそのとおりですが、中長期的というのは、どの程度のスパンを考えての中長期的なのか、これは余り長くてもいけないのだろうと思います。今、女性の方に活躍してもらおうというのがアベノミクス、成長戦略の要ですので、余り長期間にわたる議論ではなく、なるべく早めの中長期といったニュアンスだと思いますが、その点について、ぜひ御留意いただきたいと思います。

○中里会長

ありがとうございました。労働福祉政策についても政府税調で一言ということで、可能な限り含めたつもりですが、なおということですね。

増田委員、お願いします。

○増田委員

前回欠席をしているので、改めてスタンスだけ申し上げます。修文等については、私は今回のこの論点整理案を拝見して、これで結構ではないかと思います。

急激な人口減少社会をこれから我々は迎えなければいけないので、特にここでも触れられていますが、子育て環境を整備し、女性の社会進出を促すことは、これから必ず、国の総力を挙げてやっていかなければいけない話です。そして、この配偶者控除制度が様々な不公平感を巻き起こしているのです、この制度の見直しも一方で必要であると考えています。

前回の様々な議論の様子も聞かせていただきましたが、巷間で言われている103万円の壁よりは、130万円の年金保険料の納付が始まるころの方が現実的には問題があるというのもそのとおりだと思います。配偶者控除の見直しも私は必要だと思いますが、今、野坂委員も御指摘されたように、総合的な取組みが不可欠であり、しかも、全体を進めていくことが必要だと改めて強調しておく必要があると思います。

その上で、今回のこの見直しをどのようなタイミングで行うかについて言うと、本当に久方ぶりに今年は消費税が引き上げられたということで、国民の負担がその関係

で増す時期でもあります。ですから、この見直しを先送りするという意味ではありませんが、他の政策の中でのパッケージで進めていかなければいけません。他の部分はどうかと同時に、引上げのタイミングも改めてよく考えていく必要があるという意味から、今の論点整理案の中で、「引き続き幅広く検討を進める。」という形でこの問題を考えていくのが良いと考えています。

○中里会長

高田委員、お願いします。

○高田委員

私もこの論点整理案については、全般的には余り異論はなく、私が前回申し上げた点なども反映していただいていると思います。

ただ、そもそも今回の議論の出発点が、女性の活躍の推進であることや、就労拡大であることで、これがポリシーの目的であるとする、それに対する政策上のアサイメントが今回の配偶者控除を見直すことなのかと言うと、必ずしもそうではないように思います。確かに、今回、財務省から出していただいた資料のように、収入の給与所得が高いほど配偶者控除の適用割合が高くなっていることもあるので、中立的な様々な論点からすれば、ある程度見直しも必要であろうことは分かりますが、今回のこの縮小に関する議論が、単に税込合わせのようにとられてしまうと、やはり問題なので、中長期的な課題として議論すべき問題だと思えます。

それから、関連の資料の中にもありますが、女性が就労の調整をしている中で、アンケートを見ても、103万円のところが一番大きいという話は、本当は違うところなのだろうと思います。先ほども議論があったように、130万円のところは確かに様々な意味で、社会保険や、健康保険関係での大きな壁になっていますが、依然としてこの103万円のところが、アンケート上は一番大きなところになっているとすると、そこは広報活動も含めて、幅広い意味での理解を進めていくという非常に地道な作業が必要になると思えます。

そのような点を考えると、多くの先生の議論と同様ですが、全体的なパッケージが非常に必要だと思えます。それから、前回も申し上げましたが、今の局面が、ちょうど今年、消費税が引き上げられて、また来年度に向けて更なる引上げになる、という局面からすると、全体の中でどのような環境であるのかという実際の負担の議論のところは相当慎重に見極めておく必要もあると思えます。その辺りのタイミング、タイムフレームワークと申しましょうか、時間軸の中で今後どのような対応をしていくのかは、様々な意味で丹念に見極めていく必要があると思えます。

○中里会長

ありがとうございます。沼尾委員、お願いします。

○沼尾委員

前回の基礎小委を欠席していたので、既に出ている議論もあるかもしれませんが、

今回の配偶者控除について意見を申し上げます。

まず、今回の論点整理の案ですが、基本的な方向としては、私自身はこの文言に対して特に問題ないと思います。本当に大変良くまとめてくださったという印象を持っています。ただ、これはこれで構わないと思いますが、そもそも配偶者控除が女性の働き方の中立性を妨げているのかどうかに関して若干気になっていることがあります。

今回は、女性が働きやすさと、女性の就労拡大を言っていますが、例えば、女性の社会参加のあり方は実に多様ですし、働く場合でも、中にはボランティアを選択している人もいれば、子育てでの社会参加もあります。その辺りの多様な社会参加を含めて、自己実現を考えたときに、この制度をこれまでの議論からの経緯でどう評価するのかという前提の議論がもう少しあってもよかったのかなという印象を持っています。

その上で、確かに働きやすいということ考えたときに、103万円や130万円が一定の壁になっているのはそのとおりですが、それは極めてマージナルな問題です。例えば、それを110万円にするか、103万円にするかという選択もあると思いますが、実際、例えば、子育てを終わって、あるいは子育て中で、どのように働こうかと考えたときに、今の女性の就労の選択というと、パートタイムかフルタイムかという、極めてフルで働くか、本当にパートで働くかという、AかBかという選択になっていて、例えば、何年か仕事を休んでいた方が最初に社会復帰するときは相当階段が高いというか、勇気が要るところだと思うので、いきなりフルタイムでは戻れません。パートで始まって、そこからステップアップして、徐々に正社員のような形で働いていけるといって、段階的な働き方の選択を社会が用意することが、本来の意味での就労拡大や、自己実現を考えた働きやすさにつながってくると思います。

ですので、そういった働き方の多様な仕組みや、ステップアップ型の就労を考えていける制度を企業の側が用意していくことが一番大切ではないかと思います。それが変わっていった結果、最終的に103万円や130万円の部分が効いてくることはあり得ると思いますが、まず、税制での改革があることで、本当にこれが、働きやすい環境につながっていくのか、少し心配しています。それは恐らくこの議論の中でも、税だけでは検討できないので、幅広く他の制度と一体的に考えることが大事だと、今まで委員の方々が言われていますが、そういったことをぜひ積極的に書いていただきたいと私も思いますし、これは政策で取り組むだけではなく、企業側の努力も大変重要になってくると思いますので、その辺りのことをぜひ書き加えていただきたいと思います。

もう一点、私が心配しているのは、資料の礎2-2を見ると割合は低いのですが、給与収入が低いところで配偶者控除を適用している方たちのところを無くしていったときに、それらの世帯をどのように見るかということ、低所得者対策を含めて考えていく必要があると思います。その点はぜひ、所得再分配という観点から考えていく必要があると思います。

○中里会長

土居委員、どうぞ。

○土居委員

先ほどの発言と違う観点から申し上げます。まず、論点整理としては、私も賛同します。論点整理として総会に引き継がれるということですので、その引き継ぎということの意味も込めて、特に礎2-1の資料2ページの最後の丸で、私が込めたい思いを意見として申し上げたいと思います。

沼尾委員も御指摘されたように、所得税制として所得再分配をどう働かせるかという観点からすると、今回の議論は非常に重要な問題提起だと思います。つまり、配偶者控除が焦点になっていますが、所得控除として所得税制の中で位置付けられているのですから、これが所得再分配に与える影響は、余り再分配機能が働かない方向に作用していることに気を付ける必要があると思います。つまり、限界税率が10パーセントの方は、例えば、38万円の控除を受けていると、おおむね3.8万円の税負担の減免にはなりますが、限界税率が20パーセントの方は、7.6万円相当の税負担の減免になるので、限界税率が高ければ高いほど、所得控除の税負担減免効果は大きくなります。

さらに、礎2-2の資料にあるように、より高所得の方の適用割合が高くなっていることからすると、ダブルの意味で効果が発揮されています。つまり、高所得者の適用割合が高く、かつ、より大きく所得控除の効果が税負担減免として効いているという効果があるということですから、所得再分配の配慮を考えるなら、いきなり改革するのは難しいとしても、先ほど申し上げた礎2-1の資料2ページの最後の丸にある、「所得税の課税ベースや控除の在り方等についても」と書かれている控除のあり方という観点からすると、引き続き所得控除の方法でよいのか、あるいは税額控除にすれば、少なくとも控除は残り、かつ高所得の方も低所得の方も同じ税負担減免効果であり、低所得者にもきちんと今までどおりの税負担減免効果は与えられ、かつ所得再分配効果を発揮できるというポイントはあるのではないかと思います。ここでの控除のあり方というところに込められた思いを今、私の意見として申し上げました。

○中里会長

岡村委員、お願いします。

○岡村委員

今回の論点整理案には、基本的には賛成します。非常によくまとめられていると思います。その上で少しコメントさせていただきますが、まず、1ページの真ん中の辺りに、個人単位課税を基本とするという基本的な方針が示されています。この個人単位主義の下で、一体なぜ配偶者、つまり結婚すれば控除できるのか、なぜ税金が安くなるのかは一つの不思議で、そのことはよく考える必要があります。

現行法を見ると、結婚して、相手の合計所得金額が38万円以下であれば自動的に配偶者控除が適用されるとは書いておらず、生計を一にするという要件が入っています。

つまり、生計を一にして、夫婦が一つの財布でやっていくから、追加的な費用についても税金で面倒を見ようということになっていると思います。もちろん税務署が生計を本当に一にしているかどうかを調査するわけにはいかないのですが、そこは様々な方法があると思いますが、基本的には個人単位課税の下で、なぜ配偶者控除が認められているのかももう少し深掘りしてもよいと思います。

その上で、移転的な控除も2ページにあります。なぜそれが移転できるのかということも、これは連結納税などのことではないと思うので、もう少し論点を深めて考えた方がよいように思います。

それから、もう一つは、1ページの三つ目の丸で、「制度的な対応が行われた」と、一応、完了形で書かれています。総会での近藤准教授のプレゼンテーションなどでは、やはり103万円のところに何かがあって、それは心理的なものではないかということでしたが、私としては、もう少しいろいろ調べてみて、一つは、前回申し上げたように、合計所得金額1,000万円のところで、配偶者特別控除が無くなっていることがあるだろうということ、それから、主税局の資料にあるように、ちょうど103万円のところで二重の控除が一番有利に働いているということがあると思います。それから、もちろん扶養控除については、扶養者特別控除などはないので、ここは完全に103万円の壁があります。

女性の働き方でいくと、未婚の女性もいらっしゃいますし、その人たちの結婚する時期がだんだん遅れているのであれば、親の扶養に入っていて、そこで就労調整をしていることは十分にあり得ることで、扶養控除も考えていく必要があると思います。現在、扶養控除は16歳以上となっていて、なぜ16歳未満であればいいのかも、これは子ども手当ができたためだったと思いますが、子ども手当自体、既に無くなって児童手当に統合され、そこでは所得制限が入っています。そのようなことも少し考えてみる必要があると思います。

さらにいろいろ調べてみたところ、例えば、国家公務員の場合の被扶養者としての地位を得られるかどうかについて、「国家公務員共済組合等の運用方針」（昭和34年蔵計第2927号）というのが出ていて、それを見ると、所得税法に規定する控除対象配偶者または扶養親族とされている者に該当する、ということが一種のセーフハーバーのように書かれています。

どのようなことかということ、現在、国家公務員共済では、18歳を超えている人、あるいは60歳未満の人は基本的には就労能力はあるので、被扶養者にはしないという方針が原則です。しかし、これに対して幾つかの例外があり、それには学校教育法の学生であるとか、障害があるとか、そういったことがあります。その中の一つの要件として、扶養親族あるいは控除対象配偶者と書かれています。そうすると、ここでも103万円は一つの基準となっていると思います。

130万円というのも、実は法令上の根拠は特になくて、多分、あれは通達だと思うの

ですが、この辺りは、この税制調査会でわざわざ議論することなのかどうか、これは通達一本で変えられることなのかもしれないので、政府として取り組んでいただければと思います。

いずれにしても、制度的な対応については、もう少し検討の余地があって、移転的控除ということを出すのではなく、現状の配偶者控除を少し変える。すなわち、現在、配偶者特別控除がちょうど階段をならす役目を果たしていますが、配偶者特別控除自体が導入されたときには、内助の功を斟酌するという一方で、給与所得世帯について追加的な控除を与えるという一種の減税措置として入った制度だと思っています。

それが平成16年改正で、いわゆる2階建てでやっていた控除を1階にして、2階建ての部分無くした。そのときに下の方が、この図でいくと右側に出るというのでしょうか、合計所得金額の高い方だけを残したということですが、方法としてはむしろ、配偶者の合計所得金額が1円のところから逡減が始まる。つまり、当時の2階建て部分の2階建てが減少していた形を残す。それを、配偶者特別控除は止めて、配偶者控除として取り入れる。つまり、配偶者控除は、配偶者の合計所得金額が1円を超えたところから逡減を始めるという制度になります。これは近藤准教授が言われたことだったように思います。このような改正は、特に給与所得世帯に対する増税につながるものではないと思いますので、このようなことも少し考えてみてもよいのではないかと思います。

○中里会長

詳細な御指摘ありがとうございます。増井委員、どうぞ。

○増井委員

論点整理案の全体的な方向に賛成します。その上で、2ページのⅡ.の初めの方の丸の「引き続き幅広く検討を進める」ことに大いに賛成です。今、岡村委員から、1ページのところが「行われた」と完了形になっている部分について御指摘がありました。私の見方ですと、2ページの「引き続き幅広く検討を進める」というところで検討すべきであるということです。前回の議論でも、佐藤委員がキंकを無くす、出張しているところを減らしていくと言われていました。この点が、今、岡村委員が言われた最後の点に関係します。こういった改革はあり得るのではないかと。

もう一つ、データのところでも御説明がありましたが、母数に独身者を含んでいるので、こういった数字になっている可能性があるという指摘についてです。そこで気が付いたのですが、恐らく独身者だけではなく、法律上の婚姻をしていない人も母数に入っていることがある。データによるのだと思いますが、例えば、低所得者の分布されているところでどのような家族構成が多いかといった、社会的実像を反映している可能性があります。もう少し強い言葉で言うと、現在の配偶者控除が法律上の婚姻を要件としていることが影響している可能性がある。

こういったキंकの話や、要件を含めて、現在の配偶者控除に構造的なバイアスが

ビルトインされている可能性があるように思います。これらの点を含め、今後、引き続き幅広く検討を進められればありがたく存じます。

○中里会長

本格的な議論のために少し時間がかかるということですね。

伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員

大変苦勞して良いものをまとめてくださったと思いますので、これについて特に異論はありません。

ただ、我々が何を議論すべきだったのか、今後どのようなことを考えていくべきかについて、四つ、大事だと思うことをお話しさせていただいたので、それが今日の案にもきちんと入っていると考えればよいかもしれません。

一つは、女性の活躍推進をしなければいけないという大きな目標が立ったときに、様々な制度的な問題があって、税、特に配偶者控除を中心としたところに問題があるかどうかを我々は今、諮問されているわけで、一つの考え方として、社会保障の話が出ましたが、様々な総合的な話があるので、税だけではなかなかうまくいかないというのが一つの答え方です。

二つ目がそこに関わるところで、では、税には全く改良の余地がないのかどうか、あるいは改革の余地がないかは、なかなか悩ましいところで、例えば、心理的な壁という話が出ていましたが、前回も申し上げたのですけれども、いわゆる女性の活躍推進について、税で考えるときに、二つの点を分けて考えなければいけないと思います。一つは、現実には税を変えたら、女性の活躍が推進するかどうかという、いわゆるインセンティブの問題というか、あるいは行動に影響を及ぼすかという問題です。もう一つは、何人かの方が言われたと思いますが、家族構成の割合がかなり変わってきていて、人々の考え方が変わってくると、どのような税が様々な働き方をするか、様々な立場にある女性の間で見たときにフェアに近いのか。仮にそれがマージナルなところでインセンティブに影響を及ぼさないとしても、やはり重要な問題で、それは皆さんが議論されたと思いますが、様々な見方があるので、これが一つ正しいという決め打ちはできないだろうと思いますが、重要だと思います。

三つ目は一番悩ましいところで、残念ながら今回は答えが出なかったのですが、タイミングの問題です。いつやるのだと。しばらく、5年、10年、議論を続けるのか、それとも、ある程度どこかの時期に考えるのか。増田委員が言われたように、そうは言っても消費税の引上げで負担が増えていることもあり、ここのところはなかなか難しいのですが、常にタイミングの問題を我々は求められているということです。

個人的には最後の話が一番関心があり、このレポートで言うと最後の項目になると思います。議論の出発点として、女性の社会進出、あるいは活躍を支援することを含めて配偶者控除の議論をしましたが、当然、ここにも書いてあるように、税の控除や

仕組みは相互に、非常に密接に関わって、全体での体系で考えていくと、最終的には、下を書いてあるように、基幹税としての所得税のあり方そのものの議論をしていくことは、このようなことをきっかけに議論していくということで、非常に大事だと思います。そのような意味で、女性の話とは直接その部分とは関係なくなるということも含めて、控除の問題をはじめとして、広がりをもった議論は、今後さらに進めていくというメッセージを書いていただいたので、それでよいと思います。大いに賛同です。

○中里会長

ありがとうございます。

中静委員、お願いします。

○中静委員

皆さん御指摘のように、基本的な方向性は支持したいと思いますが、せっかく総合的に、少し幅広に考えるということですので、論点整理案の1ページの「個人単位課税を基本とし、」に言及したいと思います。特に日本の人口問題を考えていく場合に、共働き世帯、子育て世帯をどのような形で、税制面でサポートしていくかが大きなテーマになると思います。ですから、そこは幅広に議論してもらいたいと思います。

あと、少し細かいことですが、総務省の説明の中で一点、分かれば教えていただきたいことがあります。総務省の資料の1ページに無業者の定義が出ていますが、臨時的にしか仕事をしていない者にはパートは入っているのでしょうか。パートも含めての臨時的にしか仕事をしていないというところに区分されるのでしょうか。

○中里会長

総務省、いかがでしょうか。

○溝口自治税務局市町村税課長

無業者の定義自体は資料に書いてあるとおりですが、有業者の方で、おおむね1年間に30日以上仕事をしている場合を有業者として定義していることから、大体30日が一つのメルクマールになっています。

○中静委員

ありがとうございました。

○中里会長

個人単位主義をめぐる議論で、難しいのは、民法が夫婦財産別産制を採っているという点ですね。個人単位主義から離れると、夫婦財産別産制との調整をどうするかという問題が実はあるような気がします。これは単なる感想ですが、ほかに何かあるでしょうか。

神野会長代理、いかがでしょうか。

○神野会長代理

私もうまくまとめると考えています。当然、女性の働き方の選択に関して言うと、税制は一つの条件でしかなく、労働市場への参加保障など、様々な活動保障を政

策できちんと打っていくことが重要で、その一つの条件整備として、この案にも書いてありますが、中立的な税制を確立していくという方向性を探っていくのが基本だと思います。

それで、これまでの租税論の議論から言っても、働き方に対して、あともう一つ、課税単位で重要なのは婚姻に対する中立性です。個人単位をやはり基本にせざるを得ないのではないかと考えていますので、こうした方向性で検討していくのだと思います。

ただ、配偶者控除というか、そもそも人的控除は近代所得税ではシェハーブ以来、最低生活費に課税をしないという観点から検討してきたものですが、ともすると日本の場合には、社会政策的というか、経済政策的というか、控除を利用しようする側面があります。特別配偶者控除などは最たるもので、そうしたゆがみをもたらした結果があるので、今回は、物事を考える上では、そもそも人的控除がどのようなものであるか、また、所得再分配機能等の役割から考えても、経済的な力に応じた課税など、きちんとした税収を確保するという観点から、もう一度検討してみることにしたいと思いますので、この方向で検討をこれからも深めていくというのが良いと思います。

○中里会長

一通り皆さんの御意見を伺いましたが、所得税の問題としては、配偶者控除だけではなく、所得控除全般について、基本的にいろいろ考えていく、あるいは場合によっては給与所得控除等も考えていくという、そのような幅広い視点が必要になってくるように思います。

それから、労働政策とか、福祉政策とか、直接は税調マターではないのですが、それについても税制調査会はいろいろ関係してきます。働き方に中立的な税制等についても、今後、税制調査会から訴えていくというと少し強過ぎるかもしれませんが、中立的な働き方云々について発言していくこと、それは皆さんの総意ではないかと思しますので、その視点を考えていきたいと思します。

活発な御議論をいただき、ありがとうございました。何人もの方から、基本的には賛成だが、ここを少しということがありましたので、本日お示しした「女性の働き方の選択に対して中立的な税制の検討にあたっての論点整理（案）」という紙を、一部修正を行うか、行うとしてどの程度にするかも含めて、もう一度、私の方で考えさせていただけますでしょうか。その上で、今日、皆さんからいただいた御意見を十分に反映する形にまとめて、一部修正するとすればして、総会に報告することといたします。詳細については御一任いただくということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、少しそこを検討した上で次回の総会の際に報告させていただきます。

さて、まだ時間が少しありますが、全体を通して、特段の御意見等があるましたら、お受けしたいと思います。

土居委員、どうぞ。

○土居委員

会長の議論のおまとめ、大変ありがとうございます。今は所得税の議論ですが、消費税の軽減税率が最近、与党の方でも議論が進んでいるという話を新聞報道等で伺っていて、政府税調でも消費税の軽減税率について、どのような議論が今、進んでいるのかなど、様々な情報について、ぜひ御提供いただきたい。それで我々も少し考えさせていただく場を設けていただけないかと思っています。

○中里会長

その点について、他の先生方、いかがですか。よろしいでしょうか。分かりました。これは事務局の方で、伊藤課長、お願いします。

○伊藤主税局税制第二課長

軽減税率ですが、今、与党の税制協議会で、昨年から継続して、議論が進んでいます。仮に軽減税率を導入するとした場合の対象分野の選定、財源、区分経理の方法等々の課題について、御議論が進んでいますので、また会長とも御相談して、御説明をする機会を設けさせていただければと思います。

○中里会長

それでは、しかるべき時期にそのような問題についても総会、あるいは基礎小委で扱いたいと思います。

○伊藤主税局税制第二課長

どちらで御説明させていただくかは、また御相談させていただければと思います。

○中里会長

検討した上で皆さんにお諮りしたいと思いますので、今の御提案ありましたことについて、どのように扱うか、事務局とも相談した上で検討して、決まり次第、皆さんに御連絡させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日はこれで終了したいと思いますですが、よろしいでしょうか。

次回の日程は、事務局から改めて御連絡します。

お忙しい中、お集まりいただき、本当にありがとうございました。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性あることをご承知おきください。